

綾川町民間住宅耐震対策支援事業

～あなたやご家族を守るため、住宅の耐震対策を実施しませんか～

補助を受けられる方

※令和7年度までの制度

- 綾川町内に存する住宅の所有者又は所有者から承諾を得た方
- 町税等の滞納がないこと

対象となる住宅

- 昭和56年5月31日以前に着工された**一戸建て住宅又は長屋建て住宅（住宅の用に供する部分が過半以上の併用住宅も含む）※枠組壁工法・丸太組工法及び大臣の特別な認定を得た工法等は除く
- 建築基準法の規定に基づく違反がないこと
- 耐震対策を行った後も主たる居住の場として、引き続き利用すること

■ 耐震診断

（補助金の額）＝ 耐震診断に要した費用×9/10【**※9万円を上限**】

■ 耐震改修工事（実施設計費用も含む）

（補助金の額）＝ 耐震改修工事に要した費用と**100万円**を比べていずれか少ない額

- ・耐震診断により（上部構造評点 1.0 未満）と判断されたもの
- ・工事の内容が（上部構造評点 1.0 以上）のレベルに改修するもの

■ 簡易耐震改修工事（実施設計費用も含む）

（補助金の額）＝ 簡易耐震改修工事に要した費用と**50万円**を比べていずれか少ない額

- ・耐震診断により（上部構造評点 0.7 未満）と判断されたもの
- ・工事の内容が（上部構造評点 0.7 以上 1.0 未満）まで耐震性を高めるもの

■ 耐震シェルター等設置工事（実施設計費用も含む）

（補助金の額）＝ 耐震シェルター等購入・設置費用と**20万円**を比べていずれか少ない額

- ・耐震診断により（上部構造評点 1.0 未満）と判断された住宅に設置するもの
- ・香川県が指定する耐震シェルター及び耐震ベッドを設置する場合に限ります

※上記のほかにも要件等があります。

注意事項

- (1)同一の敷地について、二度の補助は受けられません。
- (2)耐震診断は、所定の講習を受けた建築士によることが必要です。
- (3)交付決定前に契約を行った場合は、補助を受けることができません。
- (4)**耐震改修・簡易耐震改修・耐震シェルター等設置は、いずれか一つのみが補助対象となります。**
- (5)県内に営業所を有する事業者が施工する場合に限ります。（※シェルター等設置工事を除く）

※予算に限りがありますので、事前にご相談ください

問い合わせ先・・・綾川町役場 建設課 電話：087-876-5280

大地震への備えとして耐震対策を行いませんか！

令和3年度から耐震改修の補助金を90万円 ▶ 100万円 に増額しました。

①耐震診断を受けましょう

要件

- ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- ・綾川町内に存する住宅であり、耐震対策後も主たる居住の場として利用されること
- ・町税等の滞納がないこと など



9万円を限度に補助

②診断結果が・・・

(耐震性の評価)

【例：木造住宅の場合】

上部構造評点	判定
1.5以上	倒壊しない
1.0以上 1.5未満	一応倒壊しない
0.7以上 1.0未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い

評点
0.7以上 1.0未満



耐震改修工事【100万円まで全額補助】

耐震シェルター等設置工事【20万円まで全額補助】

評点 0.7未満



耐震改修工事【100万円まで全額補助】

簡易耐震改修工事【50万円まで全額補助】

耐震シェルター等設置工事【20万円まで全額補助】

※いずれか一つ選べます